

教育委員の選任について

平成23年4月1日、第1回教育委員会臨時会が開かれ、教育委員長に松岡幸子氏が、また前教育長の垣花武信氏の辞職に伴い、教育長に波平常則氏が選任されました。西原町教育委員会の平成23年度執行体制は以下のとおりとなります。この1年間、本体制で教育施策に取り組んでいきますのでよろしくお願いいたします。

役職名	氏名	任期
教育委員長	松岡 幸子	H 22.4.1 ~ H 26.3.31
教育委員長職務代理者	前泊 加代子	H 23.4.1 ~ H 27.3.31
教育委員	仲本 紀男	H 20.4.1 ~ H 24.3.31
教育委員	下地 勝也	H 21.4.1 ~ H 25.3.31
教育長	波平常則	H 23.4.1 ~ H 25.3.31

教育委員会について

教育委員会は5人の委員をもって組織する合議制の執行機関です。教育委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、町長が議会の同意を得て任命します。委員の任期は4年です。教育委員長は、委員の中から互選され、教育委員会会議を主宰し、教育委員会を代表します。

教育長は、委員長を除く教育委員の中から、教育委員会によって任命されます。教育長は、教育委員会で決定した事務、教育委員会から委任された事務を処理し、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督します。

波平常恒教育長の就任コメント

子どもたちの限りない可能性を引き出すとともに、知・徳・体、バランスのとれた「生きる力」を育ていきたい。そのために、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成に重点的に取り組みたいと考えています。また、学校・家庭・地域・行政の連携を密にし、特に学校現場を預かる先生方とは情報交換を重ね、子どもたちの健やかな成長のため、力を尽くしたい。



4月1日付で就任した波平教育長

垣花武信前教育長の退任の言葉

6年1ヶ月の任期中、教育の日の制定、バレーボールのまち宣言、大学との連携で町民文化講座や文教のまち学園の実施、文教のまちガイドの養成など、さまざまな施策を進めてきて、おおむねやりたいことは達成されたかなと思っています。在任期間中の6年間、直接ないし間接的に思い出深いことがたくさんあります。西原マリンパークがオープンし西原町にビーチができました。インターハイが沖縄で開催され、本町も会場になり、また西原高校が男女アベックで全国大会に出場することができました。最後に長年の懸案だった内間御殿が文化財として国の指定を受けました。それ以外にも本当に思い出深い6年でした。これからは、体が元気なうちに自由な立場になったので、私のライフワークでもある歌碑めぐり等に取り組みたいですと考えています。



辞令交付式であいさつする垣花武信前教育長

あなたの善意を赤十字へ！

5月は「赤十字社員増強運動」月間

東日本大震災の支援につきましては、多くみなさまから温かいお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。被災地の一日も早い復興の実現のため、日本赤十字社では引き続き諸活動を行っています。

震災発生直後から被災者への医療救護活動や救援物資の配分を行っていますが、これらの活動は、日ごろいただいている活動資金（社資）が大きな財源となっています。

毎年5月は、この活動資金募集の運動月間となっています。

平成22年度における実績は下記のとおりとなっています。温かいご協力に対し感謝申し上げます。

※平成22年度（平成22年5月～平成23年3月末日まで）

西原町分区における社資及び寄付金総額 3,223,349円（目標額達成率 105.06%）

今回、みなさまから寄せられた義援金は全額被災者へ届けられますが、救護活動に使われる薬品や器材、物資、派遣費用などの被災地での活動経費は、この社資によって支えられています。赤十字の諸活動に対し引き続き支えてくださるようお願いいたします。

なお運動月間中は、自治会の担当の者が各家庭を訪問して、社資をお願いしますので、みなさま一人一人のご理解とご協力をお願いします。

日本赤十字社沖縄県支部西原町分区 分区長 上間 明

お問い合わせ：福祉部福祉課 社会福祉係赤十字担当 ☎ 945-5311（内線121）

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神又は身体の重度障害のため常時特別の介護を必要とするなど、特別の負担を軽減する一助として、在宅の重度障害児（者）に対して障害児福祉手当（特別障害者手当）を支給しております。以下、その制度について紹介します。

支給対象者	障害児福祉手当	精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする 20才未満 の在宅の障害児で、福祉保健所長の認定を受けた方。なお、以下の場合には対象となりません。 （1）施設に入所（通所を除く）している場合。 （2）政令で定める公的年金を受給している場合。
	特別障害者手当	精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする 20才以上 の在宅の障害者で、福祉保健所長の認定を受けた方。なお、以下の場合には対象となりません。 （1）施設に入所（通所を除く）している場合。 （2）病院又は診療所に3ヶ月以上入院している場合。
支給制限	手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。	
手当額	障害児福祉手当	月額 14,330円（平成23年4月から改正）
	特別障害者手当	月額 26,340円（平成23年4月から改正）
支給	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月までの3ヶ月分を届け出た金融機関の口座に振り込みます。	
申請手続	認定請求書、所得状況届、所得証明書、住民票謄本の写、認定診断書などの必要書類を添えて、お住まいの町村役場の障害福祉の窓口へ提出してください。なお、認定請求書などは役場又は南部福祉保健所に備えていますので、お問い合わせください。 <お問い合わせ> 福祉部介護支援課 障害支援係 ☎ 945-5013 / 県南部福祉保健所総務福祉班 ☎ 889-6364	

※平成23年4月より特別障害者手当等の額が変更となります。